

委託訓練契約書(案)

山梨県立就業支援センター所長 (以下「甲」という。) は、甲の行う職業訓練を委託するに当たり、 (以下「乙」という。) と次のとおり契約を締結する。

第1条 甲は、別表に定める職業訓練、訓練生の就職支援の実施及び修了し就職した者の定着支援の実施並びにこれに伴う業務を乙に委託する。

第2条 乙は、甲から委託を受けた前条に定める業務（以下「受託業務」という。）を第三者に委託し又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ甲の承認を受けた場合はこの限りではない。

第3条 乙は、受託業務の内容を変更しようとする場合又は受託業務を中止しようとする場合は、事前に甲の承認を受けなければならない。

2 乙は、受託業務の遂行が予定の期間内に完了しない見込みのあるとき又は困難となったときは、速やかにその旨を甲に報告し、その指示に従うものとする。

第4条 甲は、乙に対して受託業務に必要な経費として、別表15の委託費を上限額として、同表16に定める委託費を支払うものとする。

訓練実施経費は、支払対象月に1人当たりの月額単価を乗じた額を支払うものとする。

2 訓練実施経費は、全て暦月毎に計算することによって得た額とすることとし、訓練生が中途退所した場合、又は委託契約を解除した場合は、訓練実施経費の額は1箇月毎に算定し、当該支払対象月について、1人当たりの月額単価を乗じた額を支払うものとする。

3 暦月毎において、あらかじめ定められた訓練時間の80%に相当する時間の訓練を受講した場合、当該期間を支払対象月とする。

ただし、訓練開始日から訓練開始年度終了日又は訓練終了年度開始日から訓練終了日までのそれぞれの全訓練期間（訓練生が中途退所した場合は退校までの期間）における訓練時間の80%に相当する時間の訓練を受講した者に対しては、各年度における委託費について、当該期間を支払対象月とし、訓練開始日から訓練終了日までの全期間による算定は行わないこととする。

4 例外として、訓練期間中に、夏季冬季等の休暇により訓練すべき日数がない月がある場合、当該月は第3項を満たすものとして取り扱うものとする。

5 乙は、別表15（1）に記載された期間毎に委託費請求書を甲に提出するものとする。甲は、委託費請求書が正当であると認めたときは、当該書類を受理した日から30日以内に乙に対し委託費を支払うものとする。

6 前項の規定にかかわらず、乙は3箇月を単位として終了した受託業務について、甲に委託費を請求することができるものとする。

なお、3箇月を単位として委託費を請求する場合においては、当該3箇月における訓練時間の80%に相当する時間の訓練を受講した者に対して、当該3箇月全期間について支払対象月とし、訓練開始日から訓練開始年度終了日又は訓練終了年度開始日から訓練終了日までのそれぞれの全訓練期間による算定は行わないこととする。

7 甲が、その責めに帰すべき事由により、第5項の支払い期限までに委託料を支払わない場合は、遅延日数に応じ、未支払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により財務大臣が決定する率を乗じて計算した金額を、遅延利息として乙に支払うものとし、その端数計算については同条第2項の規定による。

第5条 乙は、訓練期間中及び訓練終了後を通じ訓練生の就職促進に努めることとする。

2 乙は、訓練実施施設に就職支援責任者を設置し、訓練生に対して別表11の就職支援を行うものとする。

第6条 乙は、訓練修了日の翌日から起算して3箇月間（3箇月を経過する日）（以下「経過日」という。）までの訓練受講修了生（就職による中途退校者を含む。以下同じ。）の就職状況について訓練受講修了生からの書面の提出により把握のうえ、別表17に規定する期限までに当該書面を添付して甲に報告する。

第7条 乙は、当該訓練コースを修了し訓練に関連する職業に就職した者（訓練修了後3箇月以内に就職した者（内定、日雇い、1週間の所定労働時間が20時間未満の雇用契約及び自営を除く）。以下「修了就職者」という。）について、就職後の定着支援として別表14に規定する業務を行い、就職後6箇月間（就職した日から起算して180日間）継続して雇用されていた場合は、当該継続雇用された修了就職者の定着状況について訓練受講修了生からの書面の提出により把握のうえ、別表18に規定する期限までに当該書面を添付して甲に報告する。

2 甲は、前項の報告を受けたときは速やかに検査を行い、通知するものとする。

3 乙は、前項の通知を受け、別表15（2）に記載された定着支援費を書面により甲に対して請求することができる。

第8条 乙は、甲に対して別表4、17及び18に定めるところにより受託訓練の運営状況に関する報告を行わなければならない。また、甲の行う運営状況の調査を正当な理由がなく拒み、妨げ、若しくは忌避してはならない。

第9条 乙は、受託業務の実施に関して知り得た訓練生の個人情報を、みだりに他人に知らせてはならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

第10条 乙は、訓練生が訓練受講中に災害を受けたときは、速やかにその旨を甲に通知するものとする。

第11条 乙は委託事業の実施経過及び委託訓練に係る関係書類を整備し、甲からの照会等に対応できるようにしなければならない。

2 乙は、前項の書類等を委託事業の終了（中止又は廃止の承認を受けた場合を含む。）の日の属する年度の終了後5年間、又は現に監査、検査、訴訟等における対象となっている場合においては、当該監査、検査、訴訟等が終了するまでの間のいずれか遅い日までの間保存しなければならない。

第12条 甲は、偽りその他不正の行為により定着支援費の支給を受けたこと、又は受けようとしたことが明らかになったときは、乙に対し、定着支援費の全部又は一部を返還させ、又は契約を解除することができるものとする。

2 第1項の際には、不正受給に係る処分を通知した日から起算して5年以内の期間を定め、受託機会を与えないものとする。

第13条 乙はその責めに帰すべき事由によって、履行期限までに委託業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ、委託料（遅延による支障が少ないと認められるものにあつては、未履行部分に相当する額）に民法（明治29年法律第89号）第404条の法定利率を乗じて得た額を延滞違約金として甲に支払わなければならない。ただし、延滞違約金の額が100円未満となるときは、この限りでない。

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、乙に対し、委託費の支払を停止し、支払った委託費の全額若しくは一部を返還させ、又は契約を解除することができる。

（1）この契約に違反したとき

（2）著作権法違反等、この受託業務の実施に係る基本的な部分において関係法令に違反し処罰の対象又は損害賠償の対象となったとき

（3）契約期間内にこの契約を履行しないとき、又は履行の見込みがないと明らかに認められるとき。

- (4) この契約の履行に当たり、不正な行為があると認められるとき。
- (5) 税法違反等、公序良俗に違反し、社会通念上、この受託業務を実施することがふさわしくないと甲が判断したとき。
- (6) 第7条第2項の規定による訓練受講修了生の定着状況報告に関して虚偽の報告をしたとき。
- (7) この受託業務を遂行することが困難であると甲が認めたとき。
- (8) その他契約上の義務を履行しないと認められるとき。

2 前項の規定により、この契約が解除された場合において、乙は、受託業務の残務の処理が完了するまで、甲乙間の協議に基づき、責任をもって処理するものとする。

第15条 乙は、この契約に違反し又は故意若しくは過失によって甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

第16条 乙は、この契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲がこの契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金として、甲の指示に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の20%に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (2) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
- (3) 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (4) 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、契約の履行を理由として、前各項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

第17条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、民法（明治29年法律第89号）第404条の法定利率を乗じて得た額の遅延利息を甲の指示に基づき支払わなければならない。

第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要

せず、本契約を解除することができる。

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6) 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記（1）から（5）までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

第19条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

第20条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

第21条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

第22条 第12条、第14条、第18条、第19条及び第21条第2項の規定により甲が契約を解除した場合、乙は、違約金として、甲の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10%に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。

3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

4 甲は、第12条、第14条、第18条、第19条及び第21条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

第23条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

第24条 乙は、この契約の締結と同時に、甲に契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付するものとする。ただし、山梨県財務規則（昭和39年山梨県規則第11号）第109条の2第3号に該当する場合は免除するものとする。

第25条 この契約書に定めのない事項については、山梨県財務規則及び委託訓練実施要領の定めるところによるものとする。

この契約に関し、疑義が生じたときは、甲と乙が協議して決めるものとする。

この契約成立の証として本書2通を作成し、甲乙双方が記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 山梨県甲府市塩部4-5-28

山梨県立就業支援センター

所 長

印

乙

印

1 訓練科名 ○○○

2 訓練内容及び訓練目標

厚生労働省が定める○○○養成課程の基準を充たす訓練カリキュラムにより、○○○として必要な知識・技能の習得を目指す。また、○○○の国家資格を取得し、○○○分野での安定的な就業に結び付ける。

3 講師名簿 講師名簿による

4 付随業務

(1) 訓練事務

ア 毎日行うこと

- ・ 訓練生の出欠席管理、出席簿への記入
- ・ 欠席、遅刻、早退、欠課届の提出指導及び管理
- ・ 講師による指導日誌の作成

イ 随時行うこと

- ・ 訓練生の危険及び健康障害の防止、災害発生時の連絡
- ・ 訓練実施状況の把握及び報告
- ・ 訓練生の住所、氏名の変更に係る事務処理
- ・ 訓練生の中途退校に係る事務処理
- ・ 訓練生の能力習得状況の把握及び能力評価

ウ 毎月行うこと

- ・ 当月の出席簿、指導日誌、欠席等届の提出（期日厳守）

エ 6月毎に行うこと

- ・ 訓練生の能力習得状況の把握と就業支援センターへの報告

オ 修了準備

- ・ アンケートの実施と就業支援センターへの提出

カ 修了時

- ・ 修了者の就職状況の把握及び報告

キ 訓練終了後に行うこと

- ・ 委託訓練完了報告書の提出
- ・ 就職状況調査の実施と報告
- ・ 訓練生の資格取得状況の把握及び担当機関への報告
- ・ 個人情報の廃棄と報告

(2) 雇用保険事務

- ・ 通所届とその関係書類の作成及び訓練生の指導
- ・ 受講証明書とその関係書類の作成及び訓練生の指導
- ・ 関係書類の取りまとめと就業支援センターへの提出（期日厳守）

（３）職業訓練手当事務

- ・ 職業訓練受給資格認定申請書とその関係書類の作成及び提出指導
- ・ 職業訓練手当支給請求書の作成及び提出指導
- ・ 関係書類の取りまとめと就業支援センターへの提出（期日厳守）

（４）職業訓練受講給付金事務

- ・ 関係書類の作成及び訓練生の指導
- ・ なお、訓練生の職業訓練受講給付金支給申請にかかる受講証明を行うこと。

（５）その他甲が必要と認める事項

5 契約期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

6 訓練期間 令和 年 月 日から令和 年 月 日まで

7 訓練人員 人（定員）

8 訓練実施場所

9 訓練生の身分及び修了認定

訓練生は、就業支援センターの訓練生であると同時に、委託先の学生として位置付けること。また、修了時には、職業実践専門課程実施施設としての修了認定（卒業証書の発行等）を行うこと。

10 キャリアコンサルタント等の配置

ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルタント及び能力評価を行うため、キャリアコンサルタント（職業能力開発促進法第30条の3に規定するキャリアコンサルタント。以下同じ。）、キャリアコンサルティング技能士（1級又は2級）又は能開法第28条第1項に規定する職業訓練指導員免許を保有する者（以下「キャリアコンサルタント等」という。）を配置すること。

なお、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングは、訓練時間に含めて差し支えない。

11 就職支援の内容

公共職業安定所（以下「安定所」という。）と連携を図りながら、訓練期間中及

び訓練終了後を通じ訓練生の就職促進に努めることとする。具体的な就職支援内容については、職務経歴書・履歴書の作成指導、面接指導、ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング、職業相談、求人開拓、求人情報の提供、職業紹介（無料の職業紹介の届出又は許可を受けている場合及び有料職業紹介の許可を受けている場合に限る）等、訓練生の就職に資する各種取り組みとする。

労働局との連携については、訓練修了1箇月前を目処に、訓練生に対して、安定所へ訪問して職業相談を受けることを勧奨すること。また、安定所と調整の上、訓練コースのカリキュラムに就職活動日を設定し安定所で就職相談を受けさせること等を積極的に進めること。

なお、その際に訓練生が訓練を欠席又は遅刻・早退等せずに安定所へ行くことができるよう配慮すること。

また、就職支援責任者を配置した上で訓練生に対して就職支援を行うものとする。就職支援責任者の業務内容は、次のものとする。

ア 過去の訓練生に対する就職実績等を踏まえ、訓練生に対する就職支援を企画、立案すること。

イ 訓練生に対するキャリアコンサルティング、ジョブ・カードの作成の支援等の就職支援が適切に実施されるよう管理すること。

ウ 就職支援に関し、能力開発施設、安定所等の関係機関及び訓練修了生の就職先候補となる事業主、事業主団体等と連携し、情報を確保し、訓練修了生に案内等情報提供や職業紹介（許可を受けている場合）を積極的に行えるようにすること。

エ 訓練修了生及び就職を理由として中途退校した者の就職状況を把握、管理すること。

なお、就職支援責任者は、キャリアコンサルタント等であることが望ましいこと。

また、訓練実施日数のうち50%以上の日数は、就職支援責任者が務める訓練実施施設にて業務を行うこととする。

1 2 能力評価の実施

能力評価は、厚生労働省の定める「ジョブ・カード制度」における職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート（様式3-3-2-2）を活用し訓練期間中及び訓練修了前に実施される試験等に基づき行うこと。

1 3 ジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティング

（1）キャリアコンサルタント等は「キャリア・プランシート（様式1）」、「職務経歴シート（様式2）」、「職業能力証明（免許・資格）シート（様式3-1）」、「職業能力証明（学習歴・訓練歴）シート（様式3-2）」及び「職業能力証明（訓練成果・実務成果）シート（様式3-3-2-2）」を活用したキャリアコンサルティングを実施すること。

(2) 訓練期間中にキャリアコンサルティングを3回以上行うことが望ましい。

なお、実施にあたっては、訓練生の意向等を踏まえつつ、効果的な就職支援になるよう適切な時期を選ぶこと。

1 4 定着支援実施事項

修了就職者を対象に、以下の支援を行うこと。

(1) 就業状況確認

就職後6箇月間において、最低月に1回以上の頻度で修了就職者に就業状況を対面、電話又はメールなどによりヒアリングを行うこと。また、離職し求職中であることを把握した場合には、安定所の利用等を促すこと。なお、ヒアリングを行った場合は、就業状況ヒアリング記録管理簿を作成すること。

(2) フォローアップ

(1)により、受講した職業訓練において習得した知識又は技能について、修了就職者が課題を抱えていることが認められた場合は、適切な助言又は必要に応じて補講などを行うこと。なお、この場合の補講において、発生する費用は、あらかじめ修了就職者の同意を得た上で自己負担として実施すること。

(3) 定着者数の把握及び報告

委託先機関は、修了就職者が就職後6箇月間（就職した日から起算して180日間）継続して雇用されているかどうかを、修了就職者から就業状況報告書の提出により把握を行うとともに、委託者に対し当該把握結果を就業状況報告一覧表にまとめて訓練修了日の翌日から起算して290日以内に報告すること。なお、報告の際には、就業状況報告書の写しを添付すること。

1 5 委託費（上限額） 円（うち消費税 円）

【積算内訳】

（１）訓練実施経費

ア 1年次

期 間	訓練生 1 人当 り月額単価 ①	訓練定 員 ②	委託費 ①×②×12 箇月
令和 年 月 日から令和 年 月 日	円	人	円
小計			円
消費税（10％）			円
合計			円

イ 2年次

期 間	訓練生 1 人当 り月額単価 ①	訓練定 員 ②	委託費 ①×②×12 箇月
令和 年 月 日から令和 年 月 日	円	人	円
小計			円
消費税（10％）			円
合計			円

※ 委託費の算出方法の詳細は、委託訓練契約書第4条のとおり。

（２）定着支援費

期 間	訓練生 1 人当 り単価 ①	訓練 定員 ②	定着支援費 ①×②
就職後 6 箇月間 (就職した日から起算して 180 日間)	円	人	円
小計			円
消費税（10％）			円
合計			円

1 6 訓練実施経費及び定着支援費について

上記 1 5 （１）の訓練実施経費及び 1 5 （２）の定着支援費は、訓練生数が訓練定員を下回った場合、訓練生数により算出するものとする。

1 7 訓練修了者の就職状況の把握及び報告

（経過日）令和 年 月 日（訓練修了日の翌日から起算して 3 箇月以内。）

(報告期日)

令和 年 月 日 (訓練修了日の翌日から起算して100日以内。)

18 就職者の定着支援及び定着状況の報告

定着支援は就職した日から起算して180日間とし、定着状況の報告は訓練修了日の翌日から起算して290日以内とする。

(報告期日)

令和 年 月 日

別記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1条 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による受託業務（以下「本件受託業務」という。）の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2条 乙は、本件受託業務に関して知り得た個人情報をみだりに他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第3条 乙は、この契約の締結時に、本件受託業務に係る個人情報（以下「本件個人情報」という。）を取り扱って作業に従事する者（以下「作業従事者」という。）及び当該作業従事者の監督その他作業現場における本件個人情報の適正な管理について責任を有する者（以下「個人情報保護責任者」という。）を選任し、書面（別紙様式）によりこれを甲に報告しなければならない。作業従事者又は個人情報保護責任者に変更のあったときも同様とする。

2 個人情報保護責任者は、常に個人情報の所在及び自己の管理状況を把握・管理し、必要な指導を行う。

(作業従事者等に対する周知等)

第4条 乙は、作業従事者及び個人情報保護責任者に対し、あらかじめ次に掲げる事項を周知するとともに、本件個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなければならない。

(1) この個人情報取扱特記事項の内容

(2) 在職中及び退職後においても本件受託業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。

(3) 受託業務に従事している者又は従事していた者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された個人情報ファイルを提供したとき又はその業務に関して知り得た個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、若しくは盗用したときは、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）により罰則が適用される場合があること。

2 乙は、個人情報の取扱いに従事する者に対し、その責務の重要性を認識させ、具体的な個人情報の保護措置に習熟させるための啓発その他必要な教育及び研修を行わなければならない。

(作業場所の限定等)

第5条 乙は、次の各号のいずれかに該当するときを除き、その営業所（所在地：山梨県中巨摩郡昭和町築地新居374-1。本条において「営業所」という。）以外の場所で本件個人情報を取り扱わないものとする。

(1) 甲の指示又は事前の承認があるとき。

(2) 乙が本件受託業務を行う上で営業所以外の場所で本件個人情報を取り扱うことに正当な理由があるとき。

2 乙は、前項各号の規定に掲げる場合を除き、前項に規定する営業所から本件個人情報を持ち出さないものとする。本件個人情報を持ち出すときは、運搬中の指示事項の従事者への徹底、データの暗号化等、安全確保のために必要な措置を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第6条 乙は、次の各号に掲げる事項を遵守するほか、本件個人情報の漏えい、滅失又はき損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の個人情報の安全確保のために必要な措置を講じなければならない。

(1) 第3条の規定により甲に報告した者以外の者に本件個人情報を取り扱わせないこと。

(2) 本件個人情報の取扱いに係る業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記すること。

(3) 乙の管理に属さない情報機器等を利用して本件個人情報を取り扱わないこと。

(4) 本件個人情報は、紙媒体、電磁的記録を問わず、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室に保管する等、適切に管理すること。

(5) 甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件受託業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等をこの契約による業務以外の目的で複写し、又は複製してはならないこと。

(6) 甲の指示または事前の承認があるときを除き、本件受託業務を行うために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を国外に移転させてはならないこと。

(7) 本件個人情報が記録された資料等については、業務終了後直ちに甲の指定する方法により返却、廃棄又は消去すること。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(8) 乙は、この契約による業務を処理するに当たっては、必要最小限の作業従事者を個人情報保護責任者の監督の下で従事させるものとする。

(9) 乙は、本件受託業務を行うために複数の宛先へ一斉にメールを送信する場合、当該メールの宛先にBCCで送信すべきメールアドレスが1件以上含まれると

きは、当該メールを送信する際B C Cで送信すべきメールアドレスについてT OやC Cで送信することを防止する機能（B C C強制変換機能等）を備えたシステムやツールを使用しなければならない

（取得の制限）

第7条 乙は、本件受託業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な方法により取得しなければならない。

2 乙は、本件受託業務を行うために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

（利用及び提供の制限）

第8条 乙は、甲の指示又は事前の承認があるときを除き、本件個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するに当たって、甲から提供された個人情報を目的外に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（再委託の禁止）

第9条 乙は、甲の事前の承認があるときを除き、本件受託業務を第三者（乙の子会社を含む。）に委託してはならない。

2 乙は、本件受託業務を再委託するときは、乙をして特記事項により乙が負う義務を遵守させるとともに、これに対する管理及び監督を徹底するものとする。

3 甲は、乙を通じて又は甲自らが再委託先事業者に対し前項の措置を行うことができるものとする。

4 乙は、本件受託業務を再委託するときは、再委託契約の締結時に、乙をして、書面により再委託先事業者の作業従事者及び個人情報保護責任者を甲に届け出させなければならない。この場合、甲への届出は乙を経由することとする。再委託先事業者の作業従事者又は個人情報保護責任者に変更があったときも同様とする。

5 乙は、再委託をする場合は、個人情報の漏洩等の事故が発生した場合にあっては、乙の責任において対処するものとする。

（報告及び検査等）

第10条 乙は、甲に対し契約内容の遵守状況を定期的に報告しなければならない。

2 甲は、乙による本件個人情報の取扱状況を確認するため必要があると認めるときは、実地の検査を行い、又は乙に対して説明若しくは報告をさせることができる。

3 乙を通じて又は甲自らが再委託先事業者に対し前2項の措置を求め、又は行うこ

とができるものとする。

(指示)

第11条 甲は、乙による本件個人情報の取扱いが不相当であると認めるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

(事件等の報告)

第12条 乙は、本件個人情報の漏えい等に係る事件又は事故（本条において「事件等」という。）が発生し、又は発生するおそれがあることを知ったときは、その事件等の発生に係る帰責にかかわらず、直ちにその旨を甲に報告し、速やかに応急措置を講じた後、遅滞なく当該事件等に係る個人情報の項目・内容・数量、当該事件等の発生場所、発生状況等を詳細に記載した報告書及び今後の対処方針を記した文書を提出し、甲の指示に従うものとする。

2 乙は、個人情報取扱注意事項に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

3 乙は、本件受託業務について事件等が発生したとき、甲が必要に応じ乙の名称を含む当該事件等の概要を公表することを受忍するものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第13条 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償若しくは履行代金の減額を請求することができるものとする。

(個人情報保護方針の策定等)

第14条 乙は、個人情報保護に関する考え方や方針に関する宣言を策定し、及び公表することにより、自らが行う保護措置等を対外的に明確にし、説明責任を果たすものとする。

別紙様式（第3条関係）

個人情報保護に係る責任体制報告書

年 月 日

山梨県立就業支援センター所長 殿

受託者 住 所
商号又は名称
氏 名 印

職業訓練（ コ ー ス 名 ）委託業務に係る個人情報の保護に関する責任体制について、次のとおり報告します。

個人情報保護責任者	（所属・役職）	（氏名）
	（連絡先）	
作 業 従 事 者	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）
	（所属・役職）	（氏名）

- （注） 1 作業従事者とは、受託業務に係る個人情報を取り扱って作業に従事する者をいい個人情報保護責任者とは、作業従事者の監督その他作業現場における受託業務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいいます。作業従事者又は個人情報保護責任者として報告された者以外の者は、受託業務に係る個人情報の取扱いが制限されます。
- 2 作業従事者が複数であるとき、作業従事者の中から個人情報保護責任者を選任することができます。

お預かりした個人情報は、委託業務を実施する受託者の個人情報保護に係る責任体制の把握又は受託者に対し必要に応じて行う指示等のために利用します。